

訪問看護＜介護＞
(重要事項説明書・契約書)

株式会社 笑夢
訪問看護ステーション笑夢

訪問看護ステーション笑夢 重要事項説明書

1 法人の概要

- 一. 法人名 株式会社笑夢
- 二. 所在地 広島県福山市木之庄町五丁目18-40-2 階
- 三. 電話番号 084-999-6657
- 四. FAX番号 084-999-6658
- 五. 代表者名 代表取締役 金谷亜紀

2 事業所の概要

- 一. 事業所名 訪問看護ステーション笑夢
- 二. 所在地 広島県福山市木之庄町五丁目18-40-2 階
- 三. 事業所番号 介護保険指定事業者番号：3461590949
- 四. 電話番号 084-999-6657
- 五. FAX番号 084-999-6658
- 六. 管理者名 金谷亜紀

3 事業の目的と運営方針

<事業の目的>

介護保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援をすることを目的とします

<運営方針>

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めます

事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護計画に基づいて、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとします

介護予防訪問看護の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業所、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします

4 職員体制

従業者の職種	人数	勤務形態	職務の内容
管理者	1名	常勤・専従	1. 主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理をします 2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います 3. 従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います
看護職員	2.5名以上	①常勤・専従 ②非常勤・専従	1. 訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護サービスを提供します 2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します
理学療法士（PT） 作業療法士（OT） 言語聴覚士（ST）	適当数配置	①常勤・専従 ②非常勤・専従	1. 訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護サービスを提供します 2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します

5 営業時間 * 24時間対応体制を整えております

営業時間	月～金曜日（8時30分～17時30分）
休業日	土日祝日 年末年始（12月31日～1月3日）
緊急連絡先番号 （営業時間外は転送電話で対応します）	084-999-6657

6 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

主治医と相談し訪問看護が必要であると認められ、主治医から訪問看護指示書の

交付を受けられた方はお電話等でお申し込みください。事業所職員がお伺いします。訪問看護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に居宅介護支援事業所の介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービス内容

主治医の指示のもと、主に以下のようなサービスを提供します

- ・ 病状の観察（体温・脈拍・呼吸・血圧などの一般状態）
- ・ 療養上のお世話（食事・排泄・入浴・整容などの援助）
- ・ 医療器具の管理（胃瘻・経管栄養・留置カテーテル・点滴の管理・人工呼吸器の管理等）
- ・ 褥瘡（床ずれ）の処置とその予防
- ・ 訪問診療の補助
- ・ リハビリテーション
- ・ ご家族への療養上の指導・相談、ご家族の健康管理

※上記内容に関する内容を記録し、その完結の日から５年間保管する

（３）医療保険との区別

要介護認定で要介護者（要支援者）と認定を受けた方は、原則として介護保険による訪問看護サービスを提供します。ただし次に該当される方は医療保険による訪問看護サービスを提供します。

<医療保険による訪問看護の対象者>

- ・ 40歳以上65歳未満の厚生労働大臣が定める１６特定疾病以外の方
- ・ 65歳以上で要介護・要支援でない方（非該当もしくは未認定者）
- ・ 65歳以上であっても「厚生労働大臣が定めるもの」の疾患に当てはまる方
- ・ 65歳以上であっても主治医から「特別訪問看護指示書」が発行された方
- ・ 65歳以上であっても主治医から「精神科訪問看護指示書」が発行された方

（４）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに申し出をしてください

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者の転居等でサービス提供継続が困難と見込まれる場合、終了2週間前までに

文書で通知いたします

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・利用者が介護保険施設や医療機関に入所または入院した場合（3カ月以上）
- ・サービスを休止して3カ月以上経過した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

・入院、入所等により1カ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます

・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は口頭で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができます

- ・サービスの提供を中止する場合

（１）利用者が、サービス利用料金の支払いを2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1カ月以内に支払わない場合

（２）利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合　その際は、当ステーションから文書で通告することにより、即座にサービスを終了させていただきます

（３）他の利用者の健康に影響を与える可能性がある疾患（感染症）が明らかになった場合（速やかに当ステーションに申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます）

（４）雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合

・マイナンバーカードまたは保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、毎回、顔認証付きカードリーダーで本人確認を行っていただくようお願いします

・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください

看護師等は、年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません

看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます

看護師等は、利用者の同居家族に対するサービス提供は行っておりません

7 利用料金

(1) 利用料

訪問看護の承認を受けております。利用されるサービス利用料ならびに実費に関しましては、別に定める指定訪問看護料金表で説明をいたします

(2) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルする場合は至急ご連絡ください

①ご利用日の前営業日の17時までにご連絡をいただいた場合	無料
②ご利用日の当日朝8時までにご連絡をいただけなかった場合	2000円

8 お支払い方法

毎月15日までに「料金表」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。原則口座引き落としでのお支払いとなります。お支払いしたことの確認後に領収書を発行します

9 事故発生時、緊急時の対応と損害賠償

(1) サービス提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合には、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、必要と思われる機関等へ連絡いたします

(2) 前項についてしかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告をします

(3) 主治医・親族などの連絡先においては、個人情報保護に準じた対応をいたします

(4) 訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、訪問看護に故意、過失がない場合はこの限りではありません

(5) 前項の場合において、当該事故発生につき利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます

10 相談・要望・苦情などの窓口

訪問看護サービスに関する相談・要望・苦情などは、事業所、市町又は、国民健康保険団体連合に対して申し立てることができます

訪問看護ステーション笑夢	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分 電話番号：084-999-6657 担当者：金谷 亜紀
福山市介護保険課	月曜日～金曜日：8時30分～17時15分

	電話番号：084-928-1166
広島県国民健康保険団体連合会	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分 電話番号：082-554-0783
利用者の担当ケアマネジャー等	

1 1 身体拘束・虐待の禁止 虐待防止に関する責任者 金谷亜紀

（１）事業者及び従事者は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合には、利用者、利用者の家族等へ十分な説明をし、同意を得るとともにその態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由及び経過について記録をいたします

（２）事業者及び従業者は、訪問看護ステーション笑夢の虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対し虐待行為は行いません

1 2 職場におけるハラスメントに対する措置

※ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれる

（１）事業主の方針などの明確化及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行います

（２）相談窓口を設置（苦情を含む）し相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。相談報告、対応の手順、相談シートの活用を行います

（３）被害者への配慮のための取り組みとして、メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して一人で対応させないなどの対応策の実施を行います

（４）被害防止のための取り組みとして、従業者に向けた研修を開催します

1 3 秘密保持ならびに個人情報保護

当法人では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用しています。尚、下記の目的以外には使用いたしません

- ① 医療・介護サービスの提供
- ② 医療費・介護給付金の保険請求事務
- ③ 法令に基づく照会・届出・調査・検査・実施指導
- ④ 会計・経理、事業管理、医療・介護事故の報告、当該患者・利用者のサービス向上等
- ⑤ 他の医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局、訪問介護ステーション、介護サービス事業者等）との連携

- ⑥ 他の医療機関等からの照会への回答
- ⑦ 診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧ 検体検査業務の委託等
- ⑨ 家族等への病状説明
- ⑩ 診療体制の変更等利用者の診療に関するご案内
- ⑪ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は提出
- ⑫ 業務の維持改善の為に基礎資料、看護学生等の実習、当事業所内での症例研究
- ⑬ 医療・介護の発展を目的とした学術研究での利用
- ⑭ 外部監査機関への情報提供
- ⑮ 感染症及び災害等の緊急事態に、協力する期間や事業所と情報共有する際に必要な場合

上記の利用目的で同意しがたい事項がある場合は、従業者又は事業所までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意が得られているものとして取り扱わせていただきます。尚、この申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。その後、診療録等についての個人情報の開示を求められる場合、その他疑問等ございましたら上記同様、従業者又は事業所までお申し出ください。尚、閲覧や謄写を希望の場合は、開示・謄写に必要な実費をいただきます

1 4 業務継続計画（BCP）の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当各事業計画に従い必要な措置を講じます。また従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施するよう努めます